

## <平成25年：研究開発力強化法改正>

- JSTを含む3法人において、研究開発法人発ベンチャーに出資が可能に

## <平成30年：研究開発力強化法改正（科学技術・イノベーション活性化に関する法律の成立）>

- 出資可能な事業者の種類が拡大。以下の①に加え、新たに②③への出資が可能に【第三十四条の六第一項】

①研究開発法人発ベンチャー（第一号）

②研究開発法人発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル又はファンド（第二号）

③共同研究のマッチングやライセンスなど研究開発法人の成果活用を支援する法人（第三号）

- 出資可能法人が3法人→22法人へ拡大【別表第三】

※文科省所管法人では、NIMS・QST・理研において出資が可能となった。

## <令和2年：科学技術・イノベーション活性化に関する法律の改正（令和3年4月1日施行予定）>

- 出資可能法人が22法人→27法人へ拡大。【別表第三】

✓ NIED・JAXA・JAMSTEC・JAEA・NIESにおいて、新たに出資が可能となる。

✓ このうちJAXAについては上記①～③全て、それ以外の3法人については①への出資が可能となる。

✓ NIMS及び産総研において、①に加え、③についても出資が可能となる。

# 出資可能法人及び各法人に認められている出資先について

研究開発法人 赤：令和2年の法改正により追加	出資先 (◎：金銭出資、○：現物出資のみ) 赤：令和2年の施行令改正により追加		
	ベンチャー	ベンチャー キャピタル	成果活用等 支援法人
国立研究開発法人日本医療研究開発機構			
国立研究開発法人情報通信研究機構	◎	-	-
独立行政法人酒類総合研究所			
独立行政法人国立科学博物館			
国立研究開発法人物質・材料研究機構	◎	-	◎
国立研究開発法人防災科学技術研究所	◎		
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	◎	-	-
国立研究開発法人科学技術振興機構	◎	-	-
独立行政法人日本学術振興会			
国立研究開発法人理化学研究所	◎	◎	◎
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	◎	◎	◎
国立研究開発法人海洋研究開発機構	◎	-	-
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	◎	-	-
独立行政法人労働者健康安全機構			
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	○	-	-
国立研究開発法人国立がん研究センター	○	-	-
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	○	-	-

研究開発法人 赤：令和2年の法改正により追加	出資先 (◎：金銭出資、○：現物出資のみ) 赤：令和2年の施行令改正により追加		
	ベンチャー	ベンチャー キャピタル	成果活用等 支援法人
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	○	-	-
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	○	-	-
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	○	-	-
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	○	-	-
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	◎	-	-
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	◎	-	-
国立研究開発法人森林研究・整備機構	◎	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構	◎	-	-
国立研究開発法人産業技術総合研究所	◎	-	◎
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	◎	-	-
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	○	-	-
国立研究開発法人土木研究所	◎	-	-
国立研究開発法人建築研究所	◎	-	-
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	◎	-	-
独立行政法人自動車技術総合機構			
国立研究開発法人国立環境研究所	◎	-	-

※黄色マーカー：研究開発法人のうち出資が認められている法人

# 根拠条文（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律）

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）

（研究開発法人による出資等の業務）

第三十四条の六 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一 その研究開発法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者

二 前号に掲げる成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、その研究開発法人における研究開発等の進展に資するもの（以下この号において「資金供給等事業」という。）を行う者（資金供給等事業を行う投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合を含む。）

三 次に掲げる活動その他の活動によりその研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

イ その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

ロ その研究開発法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等についての企画及びあっせん

ハ その研究開発法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

2 前項に規定する研究開発法人は、同項第二号又は第三号の者に対する出資を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

別表第三（第三十四条の六関係）

一～二（略）

三 国立研究開発法人防災科学技術研究所

四～六（略）

七 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

八 国立研究開発法人海洋研究開発機構

九 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

十～二十七（略）

# 根拠条文（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令）

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成20年政令第314号）

（研究開発法人による出資等の業務）

第七条の二 別表第二の第二欄に掲げる研究開発法人に係る同表の第三欄に掲げる個別法の規定の政令で定める出資並びに人的及び技術的援助は、それぞれ同表の第四欄に定める出資並びに人的及び技術的援助とする。

2 （略）

別表第二（第七条の二関係）

一～四	(略)	(略)	(略)
二	国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十四年法律第百六十号）第十六条第一項第五号	法第三十四条の六第一項第一号及び第三号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
三	国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十五条第七号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
四～六	(略)	(略)	(略)
七	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第十号	法第三十四条の六第一項各号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
八	国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第七号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
九	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十七条第一項第十号	法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助
十～二十七	(略)	(略)	(略)